

岡谷プレミアム商品券取扱事業所募集要項

令和2年9月1日より一部変更有（赤字表記）

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を市民が一体となって応援し、地域内の経済循環を活性化させるため、岡谷プレミアム商品券（以下「商品券」という。）を発行する。

2 商品券に関する事項

(1)事業主体・商品券発行者	主催者 岡谷市 事業受託者 岡谷商工会議所
(2)商品名称	岡谷プレミアム商品券
(3)発行総額	8億1,900万円（うちプレミアム分は30%、1億8,900万円）
(4)発行数・販売内容・内訳	63,000シート（1次20,000シート、2次43,000シート） 1シート 13,000円分（額面：2,000円×5枚、1,000円×3枚） ※内訳※ ア 店内飲食・アミューズメント施設等のみで利用できる専用券（オレンジ色） 店内飲食・アミューズメント施設専用券（オレンジ色） 3,000円分（2,000円×1枚、1,000円×1枚） ※別表1の業種一覧で必ずご確認ください イ 取扱事業所すべてで利用できる併用券（緑色） 10,000円分（2,000円×4枚、1,000円×2枚） アの券種の利用条件を変更し、すべての取扱事業所で使用できるようになりました。
(5)販売価格	1シート10,000円（13,000円分）
(6)利用期間	令和2年8月12日（水）～令和2年11月30日（月） 令和3年1月31日（日）
(7)購入対象	岡谷市民 9月16日以降は市民以外の方も購入可能
(8)購入限度	1世帯3シートまで（上限30,000円） 9月16日以降は1人1回5シートまで
(9)販売方法	購入希望者は、（専用）はがきにより申込み。後日、岡谷商工会議所から引換券を送付。引換券が届いたら引換券と現金を持参し、引換券に記載された販売場所で購入。（応募多数の場合には抽選）
(10)販売期間	・1次：8月12日（水）～8月22日（土）の正午まで【市民対象】 ・2次：8月24日（月）～ 9月30日（水） 9月15日（火） まで【市民対象】 ・3次：9月16日（水）～完売次第終了【どなたでも可】 ※残余が発生した場合は、別途販売期間、方法を設定する。
(11)販売場所・販売日	①市内11郵便局：8月12日（水）～9月30日（水）までの平日9時から16時。 但し、レイクウォーク岡谷郵便局は平日10時から16時。 ②カノラホール〈小ホール〉：8月15日（土）、8月16日（日）10時から16時。 ③岡谷商工会議所：8月22日～9月26日までの毎週土曜日9時30分から正午。 ※残余が発生した場合においては、郵便局での販売を延長することもあります。

3 取扱事業所に関する事項

(1) 参加資格	主催者が認めた岡谷市内の事業所
(2) 登録方法	別紙「岡谷プレミアム商品券取扱事業所申込書」に必要事項を記入し、岡谷商工会議所へFAX、郵送または持参にて提出する。
(3) 申込開始日	令和2年7月13日（月）～随時 ※令和2年7月28日（火）までに申込みされた事業所は、1次販売の際に購入者に配布する「岡谷市プレミアム商品券取扱事業所一覧」に掲載する。
(4) 換金方法	消費者が使用した商品券に、換金依頼書を添えて下記により提出する。なお、申込み時に登録した金融機関以外への持ち込みはできません。 ①取扱金融機関 市内4金融機関（八十二銀行・長野銀行・諏訪信用金庫・長野県信用組合）の本支店の窓口で換金手続きを行う。 ②上記「①取扱金融機関」以外 岡谷商工会議所窓口で換金手続きを行う。 ※詳細は「9 換金について」を参照。
(5) 換金手続期間	令和2年8月12日（水）～ 令和2年12月15日（火） 令和3年2月10日（水）

別表1

●~~店内飲食・アミューズメント施設専用券が利用可能な主な業種等一覧
(このうち、岡谷プレミアム商品券取扱事業所に登録されている店舗)~~

1	スナック	11	ゴルフ場・練習場
2	バー	12	飲食店
3	ネットカフェ	13	料理店
4	漫画喫茶	14	喫茶店
5	カラオケボックス	15	和・洋菓子店
6	ライブハウス	16	居酒屋
7	ボウリング場	17	ホテル・旅館
8	スポーツクラブなど運動施設	18	旅行代理店
9	ゲームセンターなど遊技場	19	タクシー業
10	映画館	20	自動車運転代行業

~~※12～16の施設については、店内飲食に係るもののみ対象とする。~~

※この他、「6 取扱事業所の参加資格」に準ずる。

4 商品券取り扱いにあたっての注意事項

- (1) 商品券は取扱事業所における物品の販売及び役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 他店での転用及び商品券の直接換金は禁止します。
- (3) 利用期間を過ぎた商品券及び過去の事業で発行した商品券は受け取らないでください。

- (4) 岡谷商工会議所が発行した商品券以外（他市商品券等）は換金できません。
- (5) 購入後の返品はできません。
- (6) 商品券額面額以下の利用の場合にあってもお釣りは出さないでください。
- (7) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して発行者は責を負いません。

5 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道等の公共料金）
- (2) 事業活動に伴う仕入れ商品等の購入
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 家賃、地代の支払い
- (9) 取扱事業所が特に指定するもの
- (10) その他この商品券の発行目的にそぐわないもの

6 取扱事業所の参加資格

- (1) 「3 取扱事業所に関する事項 (1)」に記載の事業所のほか、商品券を持参した方に直接、物品の販売やサービス、各建築工事等を提供できる店舗・事業所。
- (2) ただし、次のアからキに該当する店舗・事業所は除く。
 - ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
 - イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
 - ウ 上記「5 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う者。
 - エ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - オ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与している者。
 - カ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

7 取扱事業所の責務等

取扱事業所は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 利用可能店舗であることが明確になるよう、発行者が配布するポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示しPRに努めること。(2種類)
- (2) 商品券を持参した方に直接、物品の販売やサービス、各建築工事等の提供を行うこと。
- (3) 商品券には偽造防止措置を施している。受け取る際は必ず発行者が発行したものか確認すること。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないこと。
- (5) 取扱事業所としての登録は、商品券の利用期間 (~~令和2年11月30日(月)~~) (**令和3年1月31日(日)**) までとなる。取扱事業所の都合による、商品券利用期間中の脱退はできません。
- (6) 長野県が推進する、事業者が自ら適切な感染防止策を宣言する「新型コロナ対策推進宣言」への登録に努めること。

8 取扱事業所の申込み及び登録

- (1) 岡谷プレミアム商品券取扱事業所としての登録は、「6 取扱事業所の参加資格」の資格要件に該当するかを確認し、「岡谷プレミアム商品券取扱事業所申込書」に必要事項を記入の上、申込むこと。「岡谷プレミアム商品券取扱事業所申込書」は岡谷商工会議所ホームページよりダウンロードできる。
- (2) 市内に複数店舗を営業している事業者は、店舗ごとに申込むこと。
- (3) 取扱事業所として登録された事業所は、岡谷商工会議所ホームページに一覧表で随時掲載する。
- (4) 取扱事業所の申込みは、商品券の利用期間中随時受付ける。なお、7月28日(火)までに申込をした取扱事業所は1次販売商品券購入者に配布する「取扱事業所一覧」に掲載する。
- (5) 参加申込みをした事業所には、店頭に掲示するポスターを後日配布する。

9 換金について

- (1) 取扱事業所は、消費者が使用した商品券を換金する際、岡谷商工会議所が作成した岡谷プレミアム商品券換金依頼書を添えて下記の取扱金融機関等へ提出すること。この際、申込み時に登録した金融機関以外の持ち込み及び振込みはできません。金融機関へ提出後、金融機関は所定の手続きを行った後、岡谷商工会議所から振込みます。

①取扱金融機関

市内4金融機関（八十二銀行・長野銀行・諏訪信用金庫・長野県信用組合）の本支店の窓口に提出すること。額面どおりの金額を後日（2週間程度）指定口座へ振込みます。

②上記「①取扱金融機関」以外

岡谷商工会議所窓口に持込むこと。但し、以下についてご理解ください。

- ・確認時間を相応に頂戴します。
- ・毎回、振込手数料のご負担をお願いします。
- ・岡谷商工会議所窓口 平日のみ 9時～16時

- (2) 換金期間は、令和2年8月12日(水)から~~令和2年12月15日(火)~~ (**令和3年2月10日(水)**) までです。~~12月16日(水)~~ **2月11日(木)** 以降は換金に応じられませんので、必ず換金期間中に換金手続きを行うこと。

10 取扱事業所の取消等

「本要項等」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の登録取消のほか、損害

金が発生した場合は請求することがあります。

11 その他

本事業の事業効果を検証するため、事業終了後にアンケート調査を予定していますので協力をお願いします。

【お問合せ先】

岡谷商工会議所 岡谷プレミアム商品券係

〒394-0021 岡谷市郷田1丁目4番11号

電話：0266-23-2345 FAX：0266-22-9056

営業日 月曜日～金曜日(祝日は除く) 受付時間 9：00～16：00